

介護予防訪問看護利用料金表
訪問看護利用料金表

【要支援1・2】
【要介護1～要介護5】

<令和3年4月1日改定>

指定訪問看護ステーション やすらぎの杜

介護保険

要介護1～5

訪問看護ステーション(看護職員)

利用時間	1割	2割	3割	10割
20分未満 (24時間体制、20分以上/週1回)	313円	626円	939円	3,130円
30分未満	470円	940円	1,410円	4,700円
30分以上1時間未満	821円	1,642円	2,463円	8,210円
1時間以上1時間30分未満	1,125円	2,250円	4,500円	11,250円

* 准看護師の場合10%減算

療法士等が行う訪問看護(リハビリ)

利用時間	1割	2割	3割	10割
1回あたり(20分以上)	293円	586円	879円	2930円

* 1日に2回を超えた場合は、1回につき10%減算

* 1週間に6回を限度に算定

要支援1・2

訪問看護ステーション(看護職員)

利用時間	1割	2割	3割	10割
20分未満 (24時間体制、20分以上/週1回)	302円	604円	906円	3,020円
30分未満	450円	900円	1,350円	4,500円
30分以上1時間未満	792円	1,584円	2,376円	7,920円
1時間以上1時間30分未満	1,087円	2,174円	3,261円	10,870円

* 准看護師の場合10%減算

療法士等が行う訪問看護(リハビリ)

利用時間	1割	2割	3割	10割
1回あたり(20分以上)	283円	566円	849円	2830円

* 1日に2回を超えた場合は、1回につき50%減算

* 1週間に6回を限度に算定

* 利用開始日より12ヶ月超の場合、1回につき5円減算
(令和3年4月1日以前より利用されている方は、令和3年4月1日が起算日)

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価：基本報酬に0.1%上乘せ(令和3年9月末まで)

夜間(18時～22時)と早朝(6時～8時)加算は単位数の25%加算

深夜(22時～6時)加算は単位数の50%加算

	1割	2割	3割	10割	
複数名訪問加算(30分未満)	254円	508円	762円	2,540円	複数名での訪問を家族等の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合加算
複数名訪問加算(30分以上)	402円	804円	1,206円	4,020円	
複数名訪問加算(30分未満)	201円	402円	603円	2,010円	複数名での訪問を家族等の同意を得て、同時に複数の看護師と看護補助者が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合加算
複数名訪問加算(30分以上)	317円	634円	951円	3,170円	
長時間訪問看護加算	300円	600円	900円	3,000円	特別管理加算の対象者について1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定のサービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算する。
緊急時訪問看護加算(月額)	574円	1,148円	1,722円	5,740円	計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位数を算定。なお、特別管理加算の対象者で1月のうち2回目以降の早朝・夜間・深夜には加算がつく
特別管理加算Ⅰ(月額)	500円	1,000円	1,500円	5,000円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ(月額)	250円	500円	750円	2,500円	その他
初回加算(月額)	300円	600円	900円	3,000円	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	6,000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合2回)
看護・介護職員連携強化加算(月額)	250円	500円	750円	2,500円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養)
ターミナルケア加算	2,000円	4,000円	6,000円	20,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	6円	12円	18円	60円	

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に訪問看護を行った場合 10%減算

その他の費用

エンゼルケア

10,000円

介護予防訪問看護利用料金表
訪問看護利用料金表

【要支援1・2】
【要介護1～要介護5】

<令和3年4月1日改定>

指定訪問看護ステーション やすらぎの杜

医療保険(1～3割)

【基本療養費Ⅰ】

看護師、療法士等

	利用料
週3日まで	5,550円
週4日目以降	6,550円

准看護師

	利用料
週3日まで	5,050円
週4日目以降	6,050円

【基本療養費Ⅱ】*同一建物居住者で同一日3人以上の訪問

看護師、療法士等

	利用料
週3日まで	2,780円
週4日目以降	3,280円

准看護師

	利用料
週3日まで	2,530円
週4日目以降	3,030円

【基本療養費Ⅲ】

外泊中の訪問看護(管理療養費なし)
8,500円

特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100		
緊急訪問看護加算	2,650円	診療所、在宅療養支援病院の指示	
難病等複数回訪問加算	4,500円	2回	
	8,000円	3回以上	
長時間訪問看護加算	5,200円	90分超える訪問看護:特別管理・特別指示週1回、15歳未満の(準)超重症児:週3回	
複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	4,300円	看護師等と訪問(週1回)	
	3,800円	准看護師と訪問(週1回)	
	3,000円	看護補助者と訪問(特別指示の場合は回数制限なし)	
(1人以上の看護職員との同行) *別に厚生労働大臣が定める場合に限る	1日に1回の場合 3,000円、1日に2回の場合 6,000円、1日に3回以上の場合 10,000円		
夜間(午後6時～午後22時)・早朝(午前6時～午前8時)訪問看護加算	2,100円	深夜(午後10時～午前6時)訪問看護加算	4,200円
乳幼児加算(3歳未満)	500円	幼児加算(3歳以上6歳未満)	500円
訪問看護管理療養費	7,400円	月の初日	
	2,980円	2日目以降	
24時間対応体制加算(月額)	5,400円	利用者の同意を得て、利用者又は家族等からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合	
退院共同指導加算	6,000円	1回、がん末期等は2回 更に、特別管理指導加算(特別管理加算の対象)2,000円	
退院支援指導加算	6,000円	退院日	
在宅患者連携指導加算	3,000円	月に1回	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000円 月2回
特別管理加算(月額)	5,000円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	
	2,500円	上記以外のその他該当者(重度の褥瘡を追加)	
訪問看護情報提供療養費(月額)	1,500円		
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	
看護・介護職員連携強化加算(月額)	2,500円	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合	
訪問看護感染症対策実施加算(特に必要な感染予防対策を講じた上で訪問看護を行った場合) : 令和3年4月1日以降の1回目の訪問時に1,500円を算定、その後30回の算定につき1回算定(令和3年4月より9月末まで)			

その他の費用

エンゼルケア

10,000円